相談

内　容	日　時	場　所	申込・問い合わせ先
弁護士相談［要予約］ （法律相談全般）※受付は2月17日㈮から。 ※相談時間は20分。	3月1日㈬ 13:00～16:00	向島支所	秘書広報課 ☎0848-38-9395 すでに弁護士に相談中のもの、書面の作成やチェックについての相談などは対象外です。また、相談は1回限りで、繰り返し相談することはできません。
	3月3日㈮ 13:00～16:00	御調支所	
	3月6日㈪ 13:00～15:00	尾道市役所	
	3月17日㈮ 13:00～15:00	尾道市役所	
司法書士相談［要予約］ （土地・建物の登記ほか） ※相談時間は30分。	3月14日㈫ 13:00～16:00	向島支所	
	3月15日㈬ 13:00～16:00	因島総合支所	
	3月20日㈪ 13:00～16:00	尾道市役所	
行政相談 （国等に対する意見ほか。行政相談委員が対応）	3月2日㈭ 13:00～16:00	因島総合支所	
	3月13日㈪ 13:00～16:00	尾道市役所／向島支所	
弁護士法律相談［要予約］ ※利用には収入などの条件あり。 ※相談日の一週間前の10:00から予約受付。	3月8日㈬ 10:00～16:00	広島地方裁判所 尾道支部内（新浜一丁目）	広島弁護士会尾道地区会 ☎0848-22-4237
	3月22日㈬ 10:00～16:00		
マンション管理士無料相談会 （分譲マンションの居住者・区分所有者・管理組合の困りごとなど）	2月26日㈰ 13:30～16:30 受付は16:00まで	総合福祉センター	（一社）広島県マンション管理士会 ☎082-228-6581
行政書士無料相談会 （相続・遺言・農地法その他許認可手続き）	3月4日㈯ 13:00～15:00	総合福祉センター	広島県行政書士会尾道支部 ☎0848-29-6514
空き家バンク「空き家相談会」 ※対象地域はお問い合わせください。	2月24日㈮ 10:00～16:00	北村洋品店 （三軒家町3-23）	NPO法人尾道空き家再生プロジェクト ☎080-5624-5067
東部地域県民相談室 （離婚・相続・借金・近隣トラブルほか）	月～金曜（祝日を除く） 9:15～12:00、13:00～16:00	広島県福山庁舎3階	東部地域県民相談室 ☎084-931-5522（※1）
人権相談 （差別などの人権問題ほか。人権擁護委員が対応）	2月16日㈭ 13:00～16:00	向島支所	人権男女共同参画課 ☎0848-37-2631（※2）
	2月27日㈪ 13:00～16:00	尾道市役所	
	2月28日㈫ 13:00～16:00	瀬戸田支所	
	3月8日㈬ 13:00～16:00	因島総合支所	
くらしサポートセンター尾道 （働きたくても働けない、経済面等で生活に困っているほか。）	月～金曜（祝日を除く） 9:00～16:00	総合福祉センター	くらしサポートセンター尾道 ☎0848-21-0322
子育て世代包括支援センター“ぽかぽか” **【来所相談要予約】**（妊娠・出産・子育て）	月～金曜、第4日曜（祝日を除く） 8:30～17:15	総合福祉センター	健康推進課 ☎0848-36-5003
青少年相談室 ※来所相談可。 （子どもの非行・学業・感情・家庭・いじめ）	月～金曜（祝日を除く） 9:00～15:30	青少年センター （旧筒湯小学校内）	青少年センター ☎0848-37-9459
年金相談（公的年金制度全般）［要予約］ ※予約締切時間は、希望日の前日（土・日・祝日を除く）の12:00まで。	火・木曜 10:00～15:30	尾道市役所	三原年金事務所 ☎0848-63-4111（※3）
	月曜 10:00～15:30	因島総合福祉保健センター	
	金曜 10:00～15:30	向島支所	
消費生活相談（電話相談可）	月～金曜（祝日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00	尾道市役所	尾道市消費生活センター ☎0848-37-4848
就職相談 **尾道しごと館［予約優先］** （仕事や就職に不安や悩みを持つ人の相談窓口） ※電話相談、オンライン相談可。	2月16日㈭ 16:30～19:20	尾道市役所	商工課 ☎0848-38-9183
	3月2日㈭ 13:30～16:20		
	2月15日㈬ 13:30～15:20	因島総合支所	しまおこし課 ☎0845-26-6212
	3月15日㈬ 13:30～15:20		
就職相談 **因島一日職業相談会** ※事前にお問い合わせください。	2月15日㈬ 10:00～14:00	因島総合支所	ハローワーク尾道 ☎0848-23-8609
	3月15日㈬ 10:00～14:00		
就職相談 **就職支援セミナー** （応募書類作成・面接対策・実践コースなど）	月2回（お問い合わせください。）	ハローワーク尾道	
	月1回（お問い合わせください。）	因島総合支所	

※1　東部地域県民相談室については、広島県生活センター（☎082－223－8811）でも相談できます。
※2　人権相談については、広島法務局尾道支局（☎0848－23－2883）でも相談できます。
※3　2月23日㈭は祝日のため、開催しません。
◆総合福祉センターにおいても、各種相談を行っています。申問社会福祉協議会（☎0848－21－0322）

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日日時・期間　場場所　対対象　内内容　定定員　料料金　持持参物　締締切
申申込方法・申込先　問問い合わせ先　☎電話　FAXファクス　✉電子メール　HPホームページ

消費生活 相談ファイル

整体院で回数券を購入したけど もう通院したくない！どうしたらいい？

？ 相談内容

身体の痛みが緩和すればと思い、整体院に通うことにした。初回は3,800円支払い、2回目に通院した際に、「回数券を買ったほうがお得になる」と勧められて、6回分の回数券（30,000円分）を購入した。2回目の施術から、さらに痛みが悪化して体調が悪くなった。これ以上通院する気はないため、支払った回数券の代金を返金してほしいが、回数券の注意事項には、「いかなる理由があっても、ご購入後の返金はできません」と書いてある。どうしたらいいのか。

（50歳代 女性）

！ アドバイス

整体は、特定商取引法で規制する特定継続的役務※には該当せず、中途解約などの制度がないため、事業者の利用約款に従って解約することになると説明しました。ただし、「いかなる理由があっても、ご購入後の返金はできません」という注意事項については、消費者の利益を不当に害する条項として、無効にできる場合があることを付言しました。

※特定継続的役務とは、長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引のこと。現在、エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスが対象です。

◆勧誘されても、すぐに契約するのはやめましょう。

「お得になる」などと言われても、整体は中途解約の制度がありません。ご家族に相談してからにするなど、その場で判断しないようにしましょう。また、しつこく勧誘してくる場合もあるため、必要なければきっぱりと断りましょう。

■消費生活に関するトラブル等について、気軽にご相談ください

問尾道市消費生活センター（商工課内☎0848－37－4848）

尾道市医師会当番医

診療時間：9:00～17:00（時間厳守）

月　日	内科系	小児科系	外　科
2月19日	藤田内科医院 長江1 ☎20－7133	土本ファミリークリニック（小・内） 向島 ☎44－0246	くさか整形外科 美ノ郷 ☎48－4870
23日	原田内科クリニック 高須 ☎56－1323	ささき小児科医院（小・内） 西御所 ☎22－4083	坂上整形外科クリニック 向東 ☎45－3800
26日	檀上医院 西御所 ☎22－3861	おぐら小児科（小・内） 高須 ☎20－2370	古島整形外科 高須 ☎20－2222
3月 5日	弘田内科クリニック 栗原西2 ☎20－1266	向島小児科外科クリニック（小・外） 向島 ☎44－7881	板阪整形外科クリニック 高須 ☎56－0506
12日	山本医院 向島 ☎44－0308	宮地クリニック（小・内） 栗原 ☎22－8855	住元整形外科医院 栗原西2 ☎22－3800

尾道市歯科医師会当番医

診療時間：9:00～13:00（時間厳守）

月　日	歯　科
2月19日	田中第二歯科 栗原 ☎24－2888
23日	檀上歯科医院 浦崎 ☎73－3025
26日	中尾歯科医院 十四日元 ☎37－2067
3月 5日	桑原歯科医院 向島 ☎44－2220
12日	中司歯科医院 向東 ☎44－7078

※市外局番はいずれも「0848」です。※診療時間にご注意ください。※内科系・小児科系・外科では、昼食時間などによりお待たせする場合があります。
※変更になることがありますので、尾道市消防局（☎0848－55－9120）または当番医へ受診前に電話でご確認ください。
※因島地区については「因島医師会病院（因島中庄町☎0845－24－1210）」がすべての休日に対応します。
※瀬戸田地区については、お知らせカレンダーをご参照ください。
※毎日（土・日・祝日を含む）20:00～23:00は夜間救急診療所で診療しています。急なけがや病気の際はご利用ください。